

第 20 号の 4 様式別表 3 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、政令第 48 条の 13 第 9 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 10 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式別表 1 に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 …当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 …当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 …法人税の明細書（別表 6(2)）の 17 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 …法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 …法人税の明細書（別表 6 の 3）の 10 の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	

<p>「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」</p>	<p>次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 …当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 …当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
<p>「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」</p>	<p>⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表 6(2 の 2)）の 21 の欄の金額を記載します。</p>	
<p>「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」</p>	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。</p>	